

司牡丹酒造(株)焼酎蔵買取・整備事業
実施設計・施工一括発注プロポーザル
審査基準

審査基準及び配点

1 審査の基本方針

事業選定のための審査は、参加者から提出された提案書及びプレゼンテーションにより別表の項目について、提案内容を審査委員会が総合的に判断し、優先交渉権者を決定する。

2 審査方法

審査委員1名につき別表の項目について、それぞれ評価するものとし、選定に資する得点は審査委員7名の得点を合算した得点(以下「総合得点」という。)で行うものとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

No. 1～No. 8までの項目を審査し、総合得点の高い上位5者を選定する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

No. 9の項目について審査し、第1次審査時の総合得点に加点して交渉権者を決定する。

3 交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者

No. 1～No. 9の審査項目の総合得点が最も高かった者とする。

(2) 次点交渉権者

No. 1～No. 9の審査項目の総合得点が優先交渉権者に次いで最も高かった者とする。